

# 京都府立丹波支援学校学校運営協議会傍聴要領

令和 7 年 11 月 25 日

京都府立丹波支援学校学校運営協議会

## 1 趣旨

この要領は、京都府立丹波支援学校学校運営協議会の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## 2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として 5 名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を会議当日の開始 15 分前までに会長に提出しなければならない。  
(受付 9 時 30 分から 9 時 45 分まで。入室は 9 時 50 分まで)
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - ア 酒気を帯びていると認められる者
  - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2) により傍聴申込書を提出した者の数が (1) に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

## 3 傍聴人の尊守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
  - ア みだりに傍聴席を離れること
  - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと
  - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること
  - エ 写真、動画等の撮影、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときを除く。
  - オ アからエまでのほか、会議の妨害をなすような挙動を行うこと
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
  - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
  - イ この要領に違反し、会長が退場を命じた場合

## 4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、会長が定める。

## 傍聴申込書

令和7年12月2日開催の京都府立丹波支援学校学校運営協議会を傍聴したいので申し込みます。

なお、傍聴の際は、下記事項を遵守します。

令和7年      月      日

京都府立丹波支援学校学校運営協議会会長 様

申込書 住 所

(報道機関名)

氏 名

### 記

- 1 銃器、棒、その他、人に危害を加えるおそれのある物品を携帯しないこと
- 2 ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯しないこと
- 3 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用しない又は携帯しないこと。
- 4 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯しない又は使用しないこと
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯しないこと
- 6 携帯電話等の着信音を鳴らさないようにすること
- 7 みだりに傍聴席を離れないこと
- 8 私語、談話又は拍手等をしないこと
- 9 議事に批判を加えない又は賛否を表明しないこと
- 10 飲酒、飲食又は喫煙しないこと
- 11 前各号のほか、議場の秩序を乱さない又は会議の妨害となるような行為をしないこと
- 12 事務局が傍聴人の退場を命じた場合、速やかに退場すること

(備考) 報道機関の者にあつては、「住所」は「報道機関名」を記載すること。